

第 28 回建築防火基準委員会・防耐火規制の更なる合理化検討 WG（第 9 回）合同会議
議事要旨

令和 5 年 2 月 20 日（月）15:00～18:00

（一財）日本建築防災協会 3 階会議室

（Web による会議形式と併用）

(1) 防火関係規定改正に関する今後のスケジュールについて

（説明のみで特に質疑等はなし）

(2) 政令改正（耐火性能基準／無窓居室の歩行距離等の合理化）について

（説明のみで特に質疑等はなし）

(3) 木造建築物等における防耐火規制の更なる合理化にかかる審議事項

3-1) 特定主要構造部に関する基準検討方針

・上階延焼防止対策のうちセットバックタイプについて、セットバック部分に延焼媒体を置かれた場合、セットバックによる延焼防止効果に影響が出るのではないかと懸念があるが、建築基準法では可燃物等の設置を直接規制できないため、解説書等で注意喚起していきたい。

→ご指摘の懸念はあるが、建築基準法では可燃物等の設置を直接規制できないため、解説書等で注意喚起していきたい。

・特定損傷部材の使用量等の検討と隣地境界との離隔距離及び開口部の条件の検討において、外力の設定等の条件に齟齬はないか。

→火災継続時間、発熱速度、想定可燃物等々の条件は合わせているが、スプリンクラー設置の有無等細かいところは十分に摺り合わせができていない部分も残っているので、整理して改めて報告する。

・離隔距離及び開口部の条件の検討について、土地の売買により隣地境界が変わったかどうか。

→特定区画を含む建築物が建つ敷地が分割等されなければ、隣接地との最短離隔距離は変わらないので影響はない。特定区画を含む建築物が建つ敷地が分割等された場合は、違法建築物になる可能性がある。

・上階延焼と隣棟延焼で特定区画の被害防止対策に齟齬があるのではないかと懸念があるが、建築基準法では可燃物等の設置を直接規制できないため、解説書等で注意喚起していきたい。

→上階延焼と隣棟延焼で被害防止に関する条件を合わせるよう調整したい。

・屋根・床損傷型における 100 m²以内という規模制限は、ルート C でも適用されるのか。

→法制的に規模制限を設定することは考えていないが、ルート A について告示で規模制限を設定することを考えている。規模が大きくなる場合、ルート C で何を検証すべきかについては、今後ニーズに応じて検討が必要と考えている。

・特定損傷部材として利用可能な木材の体積に関する早見表について、ルート A では存在しない保有耐火時間は落とした方がよい。

→修正する。

- ・ 離隔距離及び開口部の条件の検討について、一つの建築物に複数の特定区画がある場合、もう少しリスクが高くなるのではないか。

→検証は一つの建築物に一つの特定区画がある場合で行っている。一つの建築物に複数の特定区画を設けることも考えられるが、その場合は十分区画をすることになるので、相互の影響はないものと考えている。

- ・ 特定区画は特定損傷部材が使われるため可燃物が上限いっぱいまで存在することを前提に考えると、界壁の突破確率は高くなるが、相互に影響しないよう十分に隔離することが可能なのか。

→可燃物量が増えることで火災継続時間が長くなるが、長くなった火災継続時間においても区画が突破されないことを求めている。

- ・ 特定主要構造部を1階で活用するニーズが高そうだが、緩和の対象になるのか。

→100 m²以内であれば緩和の対象となる。それ以上の規模となる場合は区画の要件がきびしくなるが防耐火別棟とすれば可能。規模に応じて使い分けることになる。

3-2) 周辺危害防止構造（法第21条第2項）に関する基準検討方針

- ・ 周辺危害防止構造の建築物が火災となった場合、外壁開口部が堅牢で屋根も燃え抜けないとすると、内部に水を入れられないので、消火が非常に難しいという印象。

→消火困難性にご懸念の通りだが、時間をかけてゆっくり燃えていくため、周辺への危害という観点からは、従来の3,000 m²弱の木造建築物と同等と考えている。消防活動を期待しないと従来と同程度の周辺危害防止性を担保できないというものではない。

- ・ 在館者避難のために特別避難階段を要求するのは、最低基準としては負担が大きすぎるのではないか。

- ・ 各階にアクセス可能な屋外避難階段または特別避難階段の設置目的が曖昧だから議論がかみ合わない。在館者避難のために設置するものではない。

→少なくとも在館者避難のためではない点は認識を共有できたと考える。消防活動支援のためにどこまで求めるかについては、個別に相談させていただきたい。

- ・ 周辺危害防止構造の屋根の仕様について、45分の床+屋根ふき材がペンディングとなっているが、45分の性能の一例としてこれしか示せないならそれでよいと思う。

→今後実験結果等を精査し、安全性が確保されるものは追加していく。

3-3) 防耐火別棟に関する基準案の概要

- ・ 火災継続時間が90分を超えないための条件として、内部延焼遮断部の可燃物制限、用途制限とあるが、具体的にはどのような制限か。

→内部延焼遮断部に設置される防火設備が遮炎性しかない場合、熱が伝わり可燃物に着火する恐れがあるため、内装や収納可燃物を制限する必要がある。このため境界室（部

- 分)は機械室、不燃物保管室等収納可燃物が少ない用途に制限するという趣旨である。
- ・各種設計における別棟基準適用のイメージで、ルートAを想定しているものについて、ルートCで求める検証が必要な場合があるのではないか。
- 棟と棟の必要離隔距離は、防火設備の面積で検証するが、例えばアトリウムの場合は受熱点が1箇所だが各階にある複数の防火設備から熱が伝わるため、ルートAで想定している必要離隔距離の検証にあたっての想定条件に合わないため、ルートCとしている。
- ・渡り廊下タイプで建築物が倒壊し渡り廊下に危害を与えることがないようにすべきだが、どのように考えるか。
- 内部延焼遮断部そのものは倒壊しないことが前提である。左右に区画されている建築物自体が耐火建築物等で倒壊する恐れがない場合は、それに取り付く内部延焼遮断部自体は必ずしも自立している必要はないが、建築物が倒壊の恐れがある場合は、(建築物が倒壊したとしても)内部延焼遮断部が倒壊しないことを求めている。
- ・別棟はそれぞれ独立に防耐火避難規定を満足する必要があるのはわかるが、例えば木造棟に挟まれた耐火構造の内部延焼遮断部がある場合、そこを双方の棟の避難に活用できれば、避難上はむしろ安全性が高くなるということもあり得る。

(4) 火災安全改修ガイドライン棟について

(説明のみで特に質疑等はなし)

以 上